

堺市インキュベーション施設入居者支援補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

堺 市 長

年 月 日 付で交付申請のあった補助金については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

補 助 年 度	年度	補 助 金 の 名 称 (又は補助事業名)	堺市インキュベーション施設 入居者支援補助金
補 助 金 交 付 額	金		円
交 付 予 定 時 期	分 割	第1回(月) 第2回(月)	円 円
※ ただし、交付の時期は事業実施時期の変更その他の事情により変更することがある。			

1 補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更(軽微な変更を除く)し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合には、堺市インキュベーション施設入居者支援補助金変更(中止・廃止)届出書(様式第12号)を提出し速やかに市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 堺市補助金交付規則(平成12年規則第97号)の規定に従うこと。
- (5) 補助事業完了後、別に定める様式により堺市補助金実績報告書をその定める期日までに市長に提出すること。
- (6) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。